

栃木県の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（平成22年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (平成22年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) H21年度 の人件費率
H22 年度	人 1,995,901	千円 774,337,741	千円 8,310,984	千円 227,097,913	% 29.3	% 29.7

(参考) 人件費の内訳 教育費 150,629,625 千円
警察費 33,274,550 千円
上記以外 43,193,738 千円

※1 人件費には、職員の給与、特別職の給与、年金等を含む。

※2 普通会計は、一般会計と特別会計（県営林事業特別会計）を合算したものである。

(2) 職員給与費の状況（平成22年度普通会計決算）

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考) 都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H22 年度	人 23,873	千円 103,737,430	千円 19,711,409	千円 39,791,290	千円 163,240,129	千円 6,838	千円 7,098

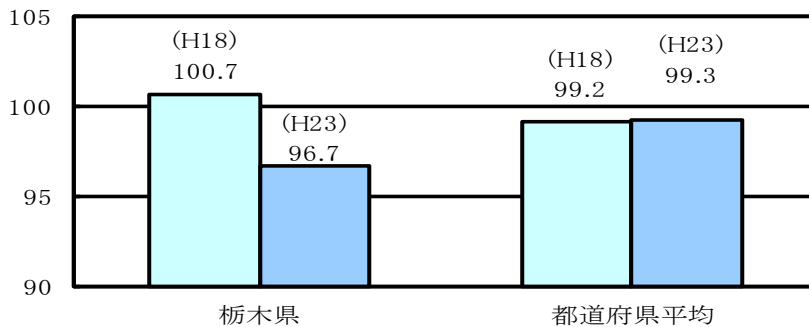
※1 職員手当には、退職手当を含まない。

※2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数である。

(3) 特記事項

- ① 平成21年4月1日から平成24年12月8日までの間、知事等の給料月額及び期末手当について、知事は20%、副知事は15%、常勤監査委員及び教育長は10%の減額措置を実施している。
- ② 平成23年4月30日から平成24年3月31日までの間、県議会の議長、副議長及び議員の議員報酬月額について、それぞれ5%の減額措置を実施している。
- ③ 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間、県の一般職の職員の給料月額について、5%の減額措置を実施している。

(4) ラスパイレス指数の状況（平成23年4月1日現在）



※ ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

【参考】地域手当補正後ラスパイレス指数
(平成23年4月1日現在)

95.6

(注) 平成23年4月1日現在における団体の支給率と国基準の支給率により算出したもの

※ 「地域手当補正後ラスパイレス指数」とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数である。

(5) 給与改定の状況（平成23年4月1日現在）

① 月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
H23 年度	円 385,374	円 386,533	円 △1,159 (△0.30%)	% △0.30	% △0.30	% △0.23

※ 「民間給与」及び「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス方式により比較した平均給与月額である。

② 特別給

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間 支給月数
	民間の 支給割合 A	公務員の 支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
H23 年度	月 3.95	月 3.95	月 0.00	月 —	月 3.95	月 3.95

※ 「民間の支給割合」は、民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は、期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

2 一般行政職給料表の状況（平成23年4月1日現在）

単位：円

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
1号給の 給料月額	135,600	185,800	222,900	261,900	289,200	320,600	366,200	413,000	466,700
最高号給の 給料月額	243,700	309,200	356,400	390,100	402,500	424,600	458,400	480,500	540,300

(注) 給料月額は、給与抑制措置を行う前のものである。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成23年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
栃木県	44.1 歳	334,100 円	411,622 円	365,844 円
国※1	42.3 歳	327,205 円	— 円	397,723 円
都道府県平均※1	43.7 歳	339,183 円	425,668 円	380,235 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
栃 木 県	48.7 歳	402 人	321,723 円	372,610 円	348,203 円	-	-	-	-
うち調理員	* 歳	* 人	* 円	* 円	* 円	調理士	42.9 歳	260,400 円	*
うち用務員	51.5 歳	132 人	327,733 円	375,760 円	354,178 円	用務員	53.8 歳	209,700 円	1.79
うち電話交換手	58.0 歳	3 人	373,648 円	412,398 円	386,868 円	-	-	-	-
うち自動車 運転手	49.5 歳	116 人	329,383 円	385,577 円	358,449 円	自家用乗用自 動車運転者	56.3 歳	258,800 円	1.49
うちその他	45.3 歳	150 人	309,589 円	358,951 円	331,720 円	-	-	-	-
国※1	49.5 歳	3,689 人	283,862 円	-	321,662 円	-	-	-	-
都道府県平均※1	49.8 歳	376 人	332,500 円	389,984 円	365,792 円	-	-	-	-

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員（C）	民間（D）	C/D
栃 木 県	-	-	-
うち調理員	* 円	3,461,400 円	*
うち用務員	5,436,887 円	2,943,200 円	1.85
うち電話交換手	-	-	-
うち自動車運転手	5,452,365 円	3,289,600 円	1.66
うちその他	-	-	-

注1 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。（平成20年～平成22年の3ヶ年平均）

注2 技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

注3 年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

注4 技能労務職員の「その他」は、調理員、用務員、電話交換手及び自動車運転手以外の職員で、土木労務（土木事務所の道路維持補修業務）、農業労務（農業試験場等の農作業）、畜産労務（畜産酪農研究センターの飼養管理業務）等に従事する職員である。

③ 高等（特殊・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
栃木県	44.3 歳	372,904 円	426,820 円
都道府県平均※1	44.8 歳	386,168 円	447,080 円

④ 小・中学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
栃木県	44.8 歳	370,232 円	415,352 円
都道府県平均※1	43.9 歳	372,838 円	426,886 円

⑤ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
栃木県	38.6 歳	308,813 円	449,885 円	335,770 円
国※1	41.2 歳	316,868 円	— 円	367,972 円
都道府県平均※1	39.4 歳	324,966 円	477,711 円	370,694 円

※1 「平均給料月額」とは、各年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

※2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、超過勤務手当等のすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額に超過勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

(2) 職員の初任給の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		栃木県	国
一般行政職	大 学 卒	178,800 円 (169,860)	172,200 円
	高 校 卒	144,500 円 (137,275)	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	140,100 円 (133,095)	—
	中 学 卒	129,200 円 (122,740)	—
高等学校	大 学 卒	199,700 円 (189,715)	—
教育職	高 校 卒	154,900 円 (147,155)	—
小・中学校	大 学 卒	199,700 円 (189,715)	—
教育職	高 校 卒	154,900 円 (147,155)	—
警察職	大 学 卒	204,500 円 (194,275)	200,000 円
	高 校 卒	172,000 円 (163,400)	158,100 円

※ 上記初任給の額は、平成23年4月1日現在、()内の額に減額している。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		経験年数 10 年	経験年数 15 年	経験年数 20 年
一般行政職	大 学 卒	256,800 円	305,107 円	350,312 円
	高 校 卒	214,358 円	261,813 円	299,266 円
技能労務職	高 校 卒	該当無し	240,920 円	295,082 円
	中 学 卒	該当無し	該当無し	* 円
高等学校	大 学 卒	293,621 円	348,403 円	387,451 円
教育職	高 校 卒	227,146 円	258,514 円	295,625 円
小・中学校	大 学 卒	296,290 円	347,353 円	379,363 円
教育職	高 校 卒	該当無し	該当無し	該当無し
警察職	大 学 卒	273,972 円	321,850 円	363,039 円
	高 校 卒	243,926 円	288,965 円	331,249 円

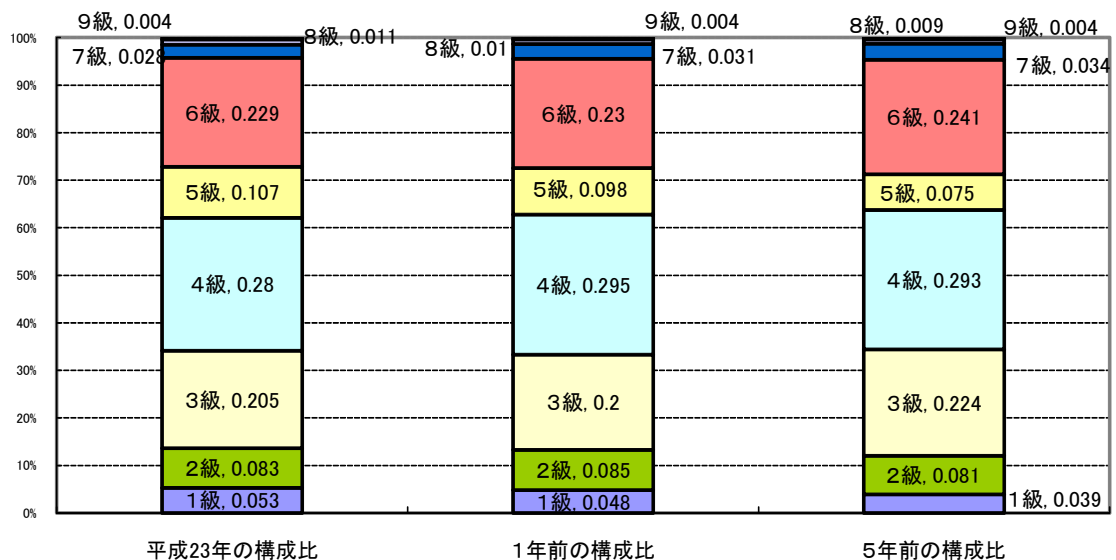
4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成23年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師	256 人	5.3 %
2 級	主事、技師	404 人	8.3 %
3 級	主任、主査	996 人	20.5 %
4 級	係長	1,359 人	28.0 %
5 級	副主幹	522 人	10.7 %
6 級	課長補佐、課長	1,111 人	22.9 %
7 級	課長	138 人	2.8 %
8 級	次長	52 人	1.1 %
9 級	部長	19 人	0.4 %

※1 栃木県の職員の給与に関する条例(昭和27年栃木県条例第1号)に基づく給料表の級区分による職員数である。

※2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



※ 平成18年に、11級制から9級制に変更している。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

(2) 昇給への勤務成績の反映状況

1. 勤務成績の評定の実施状況

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第40条の規定に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施した。

2. 昇給への勤務成績の反映状況

上記1の評定結果を参考にして、3段階（特に良好・良好・良好でない）の評価を行い、その結果に基づいて昇給区分（5号給以上・4号給・3号給以下）を決定した。

5 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

栃木県				国			
1人当たり平均支給額 (H22年度)				—			
1,611 千円							
(H22年度支給割合)				(H22年度支給割合)			
期末手当		勤勉手当		期末手当		勤勉手当	
6月期	1.25 月分	0.7 月分		6月期	1.25 月分	0.7 月分	
	(0.65) 月分	(0.35) 月分			(0.65) 月分	(0.35) 月分	
12月期	1.35 月分	0.65 月分		12月期	1.35 月分	0.65 月分	
	(0.8) 月分	(0.3) 月分			(0.8) 月分	(0.3) 月分	
計	2.60 月分	1.35 月分		計	2.60 月分	1.35 月分	
	(1.45) 月分	(0.65) 月分			(1.45) 月分	(0.65) 月分	
(加算措置の状況)				(加算措置の状況)			
職制上の段階、職務の級等による加算措置				職制上の段階、職務の級等による加算措置			
<ul style="list-style-type: none"> ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～22% 				<ul style="list-style-type: none"> ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25% 			

※ ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況 (一般行政職)

<p>1. 勤務成績の評定の実施状況 地方公務員法第40条の規定に基づき、全職員に対して勤務成績の評定を実施した。</p> <p>2. 勤勉手当への勤務実績の反映状況 上記1の評定結果を参考にして、基準日(6月1日及び12月1日)以前6箇月以内の期間において、その者の勤務について監督する地位にある者から注意、指導等を受けたにもかかわらず、改善が認められない場合で、割り当てられた業務(期初に定めた目標等)を達成できないことが著しい場合勤勉手当の成績率を62.5/100とした。 なお、上記以外の職員(懲戒処分を受けた者等を除く。)については、一律の支給を行った。</p>
--

(2) 退職手当 (平成23年4月1日現在)

栃木県			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		
1人当たり平均支給額 (H22年度)					
教育職	380 千円	27,679 千円			
警察職	2,816 千円	27,404 千円			
上記以外	863 千円	27,351 千円			

※ 退職手当の1人当たりの平均支給額は、平成22年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績 (H22年度決算)		3,014,417 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (H22年度決算)		114,234 円	
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度 (支給率)
宇都宮市(旧河内町及び旧上河内町を除く。)	8,467 人	2.5 %	6.0 %
鹿沼市	1,335 人	2.5 %	3.0 %
小山市	1,491 人	2.5 %	3.0 %
大田原市	1,085 人	2.5 %	3.0 %
宇都宮市(旧河内町に限る。)	399 人	2.5 %	3.0 %
野木町	131 人	2.5 %	3.0 %
上記以外の県内市町村	11,616 人	2.5 %	0.0 %
東京都特別区	21 人	18.0 %	18.0 %
横浜市	1 人	12.0 %	12.0 %
さいたま市	1 人	12.0 %	12.0 %
医師又は歯科医師	109 人	15.0 %	15.0 %
平均支給率		2.6 %	2.7 %

※ 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

※ 県内の支給対象地域について、本県では、県内を一体的に捉えた職員の採用や人事異動が行われていることなどを踏まえ、勤務地域による格差は設けずに県内一律で支給することとしている。

(4) 特殊勤務手当 (平成23年4月1日現在)

① 支給実績等

支給実績 (H22年度決算)	1,341,746 千円
内訳 教育費	718,649 千円
警察費	422,736 千円
上記以外	200,361 千円
支給職員1人当たり平均支給年額 (H22年度決算)	86,609 円
職員全体に占める手当支給職員の割合 (H22年度)	58.9 %
手当の種類 (H22年度手当数)	27
手当の種類 (H23年度手当数)	27

② 手当の内容

ア 一般行政職 (技能労務職を含む。)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
県税事務従事職員の特殊勤務手当	本庁(税務課等)又は県税事務所若しくは自動車税事務所に勤務する職員	県税の賦課及び徴収に関する事務	(日額) 750円
防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	健康福祉センターに勤務する職員	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症の患者若しくは感染症の疑いのある患者の救護若しくは移送若しくは感染症の病原体の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理作業 ・家畜伝染病の病原体を有する家畜又は当該病原体を有する疑いのある家畜に対する防疫作業 	(日額) 330円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
教務手当	衛生福祉大学校、県南高等看護専門学院、県央産業技術専門校又は農業大学校に勤務する職員	講師としての研修、講義又は実習指導の業務	(月額) 給料月額5～10% 支給限度額 16,000円～31,500円
	消防学校に勤務する職員		(日額) 380円
	産業技術支援センターに勤務する職員		(1時間につき) 150円 支給限度額 6,000円(一月)
放射線取扱手当	産業技術センターに勤務する職員	金属物のエックス線撮影	(日額) 280円
社会福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	健康福祉センター、児童相談所又は婦人相談所に勤務する職員	社会福祉の現業等の業務	(日額) 750円 (夜間通報対応1回につき) 750円
航空業務に従事する職員の特殊勤務手当	消防防災課(航空担当)に勤務する職員	航空機の操縦又は整備に関する業務及び航空機に搭乗して行う業務	(日額) 430円～1,050円 (1時間につき) 1,900円～5,100円
精神保健福祉業務に従事する職員の特殊勤務手当	障害福祉課、健康福祉センター、岡本台病院に勤務する職員	精神障害者又は精神障害の疑いのある者の現地における事前調査業務、精神保健指定医の行う精神障害者等の診察の立会業務又は精神障害者の移送業務	(日額) 450円～750円
廃棄物処理施設の検査業務等に従事する職員の特殊勤務手当	環境保全課、廃棄物対策課、環境森林事務所等に勤務する職員	し尿処理施設又は産業廃棄物処理施設の検査業務その他の廃棄物の適正な処理の確保のための業務	(日額) 280円～750円
特殊現場作業に従事する職員の特殊勤務手当	土木事務所等に勤務する職員	特殊な現場における調査、測量、監督又は検査等の作業	(日額) 280円～1,260円
家畜等取扱作業に従事する職員の特殊勤務手当	畜産試験場等に勤務する職員	家畜等を取り扱う作業	(日額) 280円～650円
特殊機械、爆発物及び特殊薬品取扱作業等に従事する職員の特殊勤務手当	酪農試験場等に勤務する職員	特殊機械、爆発物若しくは特殊薬品を取り扱う作業又は人体に有害な物質の発生を伴う作業	(日額) 230円～750円
狂犬病予防業務等に従事する職員の特殊勤務手当	動物愛護指導センター又は健康福祉センターに勤務する職員	狂犬病予防業務等	(日額) 340円
夜間業務手当	岡本台病院、がんセンター又はとちぎリハビリテーションセンターに勤務する看護師等	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜(午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。)において行われる業務	(勤務1回につき) 2,000円～3,300円 加算額 (勤務1回につき) 380円～1,140円
道路上作業に従事する職員の特殊勤務手当	土木事務所等に勤務する職員	道路上において交通遮断することなく行う作業又は道路の除雪作業	(日額) 230円～840円
用地取得等交渉業務に従事する職員の特殊勤務手当	土木事務所等に勤務する職員	用地取得又は土地改良事業の施行に伴う換地のための交渉業務	(日額) 750円
公共土木施設災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当	土木事務所等に勤務する職員	豪雨等異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれのある河川の堤防等における巡回監視又は応急作業等	(日額) 350円～800円

解剖補助業務に従事する職員の特殊勤務手当	がんセンターに勤務する臨床検査技師	死体解剖の補助業務	(一体につき) 3,200円
大田原土木事務所に勤務する職員の特殊勤務手当	大田原土木事務所に勤務する職員	塩那道路の各基点から行程25キロメートル(供用開始区間を除く。)以上の運転業務	12月から翌年4月までの間 (日額) 660円 上記以外 (日額) 280円
土木事務所に勤務する職員の特殊勤務手当	土木事務所に勤務する職員	夜間(日没時から日出時までの間をいう。)、早朝(午前8時30分前をいう。) 又は暴風雪警報若しくは大雪警報の発令下における除雪用の大型特殊自動車を操作する道路の除雪作業	(日額) 710円～940円

イ 教育職(県立学校の事務職等を含む。)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
通信教育指導兼務職員の特殊勤務手当	教育職員(通信教育の指導を本務とする職員を除く。)	学校教育法(昭和22年法律第26号)第54条の規定により県立の高等学校の行う通信教育に関する次に掲げる勤務 1 面接指導 2 添削指導	1の業務に従事したと(1時間につき) 600 2の業務に従事したと(1点につき) 70円 支給限度額 4,200円(一月)
兼務職員の特殊勤務手当	県立学校の教育職員	1 昼間課程の勤務を本務とする者の行う夜間課程の勤務 2 夜間課程の勤務を本務とする者の行う昼間課程の勤務 3 本務校において昼間課程に勤務する者の行う他の学校の昼間課程の勤務 4 高等学校の昼間及び夜間の両課程の勤務に従事した養護教諭又は養護助教諭	1及び2の業務に従事したとき(1時間につき) 1,300円 支給限度額 41,600円(一月) 3の業務に従事したと(月額) 2,600円 4の業務に従事したと(月額) 5,100円
夜間本務職員の特殊勤務手当	県立の高等学校の夜間勤務を本務とする職員(教育職員を除く。)	県立の高等学校の夜間勤務(本務に限る。)	(月額) 5,000円
特殊薬品撒布指導等職員の特殊勤務手当	農業に関する課程を置く県立の高等学校の教育職員	農業実習の指導又は学校農場の管理のための、有機りん製剤の撒布の実地指導又はその作業	(日額) 230円
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する職員のうち教育委員会が規則で定める職員	当該学級における授業又は指導	(日額) 290円

教員特殊業務手当	市町村立の小学校若しくは中学校又は県立学校の教育職員のうち、職務の級が教育職給料表(1)又は教育職給料表(2)の1級又は2級のもの	次に掲げる業務(当該業務が、心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶものに限る。) <ol style="list-style-type: none"> 1 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務 2 修学旅行、林間・臨海学校等(学校が計画し、かつ、実施するものに限る。)において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの 3 教育委員会が定める対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で、泊を伴うもの又は週休日等に行うもの 4 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)における児童又は生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの 	1の業務に従事したと(日額) 6,000円～12,800円 2及び3の業務に従事したとき(日額) 3,400円 4の業務に従事したとき(日額) 1,000円～3,000円
教育業務連絡指導手当	市町村立の小学校若しくは中学校又は県立学校に勤務する教諭のうち、学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)に規定する主任等(教務その他の教育に関する業務についての連絡調整及び指導助言に当たるものに限る。)	当該担当に係る業務	(日額) 200円

ウ 警察職

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
教務手当(再掲)	警察学校に勤務する職員	講師としての研修、講義又は実習指導の業務	(日額) 280円
警察職員の特殊勤務手当	警察職員	1 私服員が主として従事する犯罪予防若しくは捜査又は被疑者逮捕の業務	(日額) 560円
		2 交通取締用自動二輪車運転業務	(日額) 560円
		3 高速道路における交通取締用自動車(2に掲げるものを除く。)その他特殊自動車運転業務	(日額) 460円
		4 交通取締用自動車(2及び3に掲げるものを除く。)その他特殊自動車運転業務	(日額) 420円
		5 被留置者看守及び管理業務	(日額) 260円
		6 交通取締業務専務員が行う交通取締業務	(日額) 310円
		7 青少年補導業務	(日額) 280円
		8 指紋、手口若しくは写真を利用し、又は理化学、法医学若しくは銃器弾薬類の知識を利用して行う犯罪鑑識業務	(日額) 320円～560円

警察職員の特殊勤務手当	警察職員	9 警察官が警察署、交番、駐在所等を拠点として行う警戒及び警ら業務	(日額) 340円
		10 運転免許路上試験業務	(日額) 280円
		11 異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した箇所又はその周辺において行う作業	(日額) 840円～1,680円
		12 那須御用邸等において警衛専従員が行う警ら、立しょうその他の警衛業務	(日額) 370円
		13 護衛等業務	(日額) 640円～1,150円
		14 山岳遭難者救助業務	(日額) 840円
		15 被疑者護送業務	(日額) 310～570円
		16 特殊危険物質による被害を受けるおそれのある業務	(日額) 250円～4,600円
		17 防弾装備を着装し、武器を携帯して行う業務	(日額) 820円～1,640円
		18 交通事故又は交通事故に係る道路上の捜査業務	(日額) 560円～1,260円
		19 正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜（午後10時後翌日の午前5時前の間をいう。）において行われる犯罪予防若しくは捜査、交通取締、看守又は電話交換若しくは通信の業務	(勤務1回につき) 410円～1,100円
		20 死体取扱業務	(1件につき) 1,600円～3,200円
		21 犯罪の予防若しくは捜査、被疑者逮捕、交通取締、交通整理、犯罪鑑識又は爆発物処理の業務に係る事件、事故等が突発的に発生し、これを処理するため、正規の勤務時間外において緊急の呼出を受けて、午後9時から翌日の午前5時までの間に従事する犯罪予防等業務	(勤務1回につき) 1,240円
22 爆発物処理班員が従事する爆発物処理業務	(1件につき) 5,200円		
23 潜水器具を着用して行う水難者の捜索、犯罪の証拠物件の捜索等の潜水業務	(1時間につき) 310円～1,500円		
航空業務に従事する職員の特殊勤務手当（再掲）	警察職員	航空機の操縦又は整備に関する業務及び航空機に搭乗して行う業務に従事したとき	(日額) 430円～1,050円 (1時間につき) 1,900円～5,100円
特殊機械、爆発物及び特殊薬品取扱作業等に従事する職員の特殊勤務手当（再掲）	警察職員	爆発物若しくは特殊薬品を取り扱う作業又は人体に有害な物質の発生を伴う作業	(日額) 230円～750円
解剖補助業務に従事する職員の特殊勤務手当（再掲）	警察職員	死体解剖の補助業務	(一体につき) 3,200円

(5) 時間外勤務手当

支給実績 (H22年度決算)	4,304,283 千円
職員1人当たり平均支給年額 (H22年度決算) ※ (※ = 支給実績 / H22年4月1日現在公営企業職員を除く全職員数)	164 千円
支給実績 (H21年度決算)	3,951,166 千円
職員1人当たり平均支給年額 (H21年度決算) ※ (※ = 支給実績 / H21年4月1日現在公営企業職員を除く全職員数)	149 千円

(6) その他の手当 (平成23年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額	
				(H22年度決算)		
扶養手当	扶養親族のある職員に支給	同じ	-	千円	円	
	(1) 配偶者 (月額) 13,000円 (2) 配偶者以外 (月額) 6,500円 ※配偶者がいない場合 うち1人は 11,000円 ※満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの間にある子1人につき5,000円を加算			2,629,667	229,645	
住居手当	自ら居住するための住宅 (貸間を含む。) を借り受け、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (1) 家賃 23,000円以下の場合 家賃 - 12,000円 (2) 家賃 23,000円を超える場合 11,000円 + (家賃 - 23,000円) / 2 (最高限度額 27,000円)	同じ	-	千円	円	
通勤手当	通勤のために交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とし、通勤距離が片道2km以上である職員に支給	異なる	国の制度 (1) 交通機関等利用職員 全額支給限度額 1箇月当たり 55,000円 (2) 交通用具使用職員 通勤距離に応じて 月額 2,000円 ~24,500円 (3) 交通機関等との併用者 駐車場代支給なし	千円	円	
	(1) 交通機関等利用職員 ・定期券、回数乗車券代相当額 新幹線鉄道又は高速自動車国道等 を利用している場合一定の条件に合えば、特別料金等の2分の1を支給					2,484,310
	(2) 自動車等交通用具使用職員 通勤距離に応じて (月額) 2,000円~51,510円					
	(3) 交通機関等との併用者 パークアンドライド方式の駐車場 利用の場合、利用料金の2分の1を支給 (月額3千円を限度)					

給料の特別調整額（管理職手当）	管理又は監督の地位にある職員に支給	同じ	—	千円	円
	支給額（月額） 39,700円～121,100円			1,398,073	698,338
初任給調整手当	医師、歯科医師もしくは看護師で採用困難であると認められる職に採用された職員又は特殊な専門的知識を必要とし、採用に特別な事情があると認められる職に採用された職員に支給	異なる	国の制度 (2)支給なし	千円	円
	医師又は歯科医師については採用の日から35年以内、その他の職については採用の日から5年以内の期間、それぞれ採用の日から1年を経過することに減額 支給額（月額） (1)医師又は歯科医師 410,900円以内 (2)看護師 10,000円以内 (3)その他 2,500円以内			363,471	2,076,977
単身赴任手当	事務所を異にする異動等に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員に支給	同じ	—	千円	円
	基礎額（月額） 23,000円 加算額（月額） 6,000円～45,000円 （職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上である場合、距離に応じて加算）			66,013	272,783
特地勤務手当等	生活の著しく不便な地に所在する事務所（特地事務所）に勤務する職員に支給	同じ	—	千円	円
	支給額（月額）＝ 特地勤務手当基礎額×支給割合 支給割合 1級地 4/100 2級地 8/100 3級地 12/100			2,987	149,359
休日給	休日等における正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に、その勤務した全時間に対して支給	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算定が異なる。本県では給与額に、初任給調整手当、給料の月額に対する地域手当、月額の特種勤務手当並びに給料の月額に対する特地勤務手当等、へき地手当等及び農林漁業普及指導手当を含める。	千円	円
	勤務1時間当たりの給与額 ×135/100×勤務時間数			802,013	193,770
夜勤手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した職員に、その勤務した全時間に対して支給	異なる	勤務1時間当たりの給与額の算定が異なる。本県では給与額に、初任給調整手当、給料の月額に対する地域手当、月額の特種勤務手当並びに給料の月額に対する特地勤務手当等、へき地手当等及び農林漁業普及指導手当を含める。	千円	円
	勤務1時間当たりの給与額 ×25/100×勤務時間数			290,602	150,962
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務に従事した職員に勤務回数に応じて支給	同じ	—	千円	円
	(1) 一般の宿日直 4,300円			655,101	192,733
	(2) 福祉施設等における管理監督 7,200円				
	(3) 試験場等における飼養管理 6,800円				
	(4) 研修施設等における当直 6,200円				
(5) 医師、歯科医師 20,000円					

管理職員 特別勤務 手当	給料の特別調整額の支給を受ける職員 が、臨時又は緊急の必要その他の公務 の運営の必要により、週休日又は休日 等に勤務した場合に支給	同じ	—	千円 38,240	円 308,387
	勤務1回につき 4,000円～12,000円				
寒冷地 手当	寒冷の地域に在勤する職員に対して地 域及び職員の世帯区分に応じて支給 (11月から翌年3月までの5ヶ月間)	同じ	—	千円 34,650	円 62,895
	(1) 世帯主である職員 ①扶養親族あり (月額) 17,800円 ②扶養親族なし (月額) 10,200円				
	(2) その他の職員 (月額) 7,360円				
農林漁業 普及指導 手当	農業、林業又は水産業に従事する者に 接して、農業、林業又は水産業に関す る技術及び知識を普及指導することを 職務とする職員等に支給			千円 56,595	円 317,952
	普及指導員等 (管理職員を除く。) (月額) = 給料月額 × 8%				
へき地 手当等	へき地学校及びこれに準ずる学校に勤 務する職員に支給			千円 77,240	円 226,509
	支給額(月額) = 〔給料(教職調整額を含む。)+扶養 手当〕×支給割合 支給割合 1級地 8% 2級地 12% 3級地 16% へき地学校に準ずる学校 4%				
定時制 通信教育 手当	定時制又は通信制の課程を置く高等学 校の教育職員に支給			千円 70,579	円 344,287
	月額 22,000円～29,000円				
産業教育 手当	実習を伴う農業、水産又は工業に関す る科目の授業及び実習を担当する教育 職員に支給			千円 150,385	円 339,652
	月額 22,000円～32,000円				
義務教育 等教員 特別手当	小学校、中学校又は県立学校に勤務す る教育職員に支給			千円 1,362,179	円 89,142
	(月額) 8,000円の範囲内の額				

6 特別職の報酬等の状況（平成23年4月1日現在）

区 分		給 料 月 額 等	
給料	知事	1,032,000 円（1,290,000 円）	
	副知事	858,500 円（1,010,000 円）	
報酬	議長	960,300 円（990,000 円）	
	副議長	873,000 円（900,000 円）	
	議員	805,100 円（830,000 円）	
期末手当	知事 副知事	(H22年度支給割合)	2.95 月分
	議長 副議長 議員	(H22年度支給割合)	2.95 月分
退職手当	知事	(算定方式) 129万円×在職月数×0.6	(1期の手当額) 37,152千円 (支給時期) 任期毎
	副知事	101万円×在職月数×0.45	21,816千円 任期毎

※1 給料及び報酬の（）内は、減額措置を行う前の金額である。

※2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

※3 議長、副議長、議員の報酬は平成23年4月30日から、それぞれ940,500円、855,000円、788,500円に減額している。

7 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

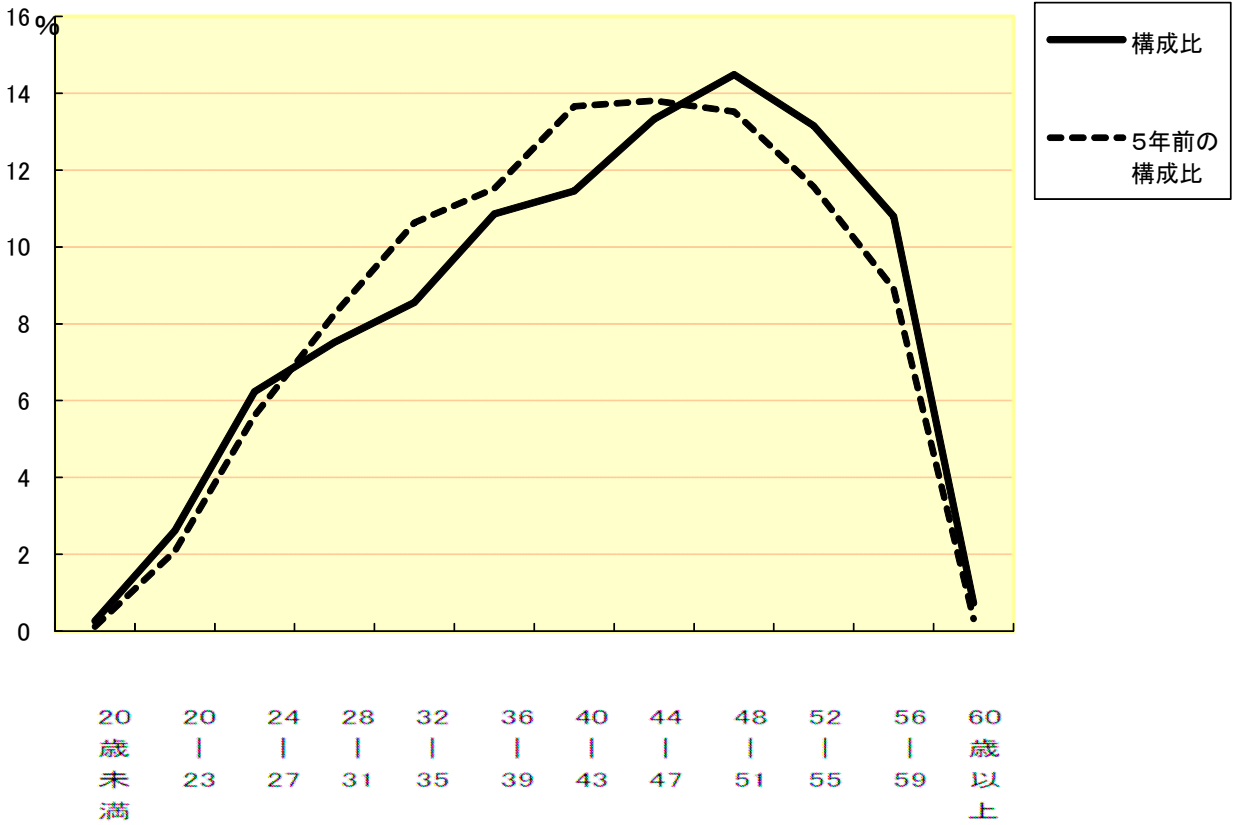
(各年4月1日現在)

部門	区分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成22年	平成23年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	38	38	0	業務見直し 業務見直し、収税業務重点化 業務見直し、施設新增設 業務見直し 組織改編、業務見直し 業務増 組織改編、業務見直し
		総務	580	573	△7	
		税務	312	318	6	
		民生	407	418	11	
		衛生	664	662	△2	
		労働	119	119	0	
		農林水産	1,196	1,164	△32	
		商工 土木	225 1,052	229 997	4 △55	
	計	4,593	4,518	△75	(参考：人口10万人当たり 職員数 225.81 人)	
		教育部門	15,761	15,606	△155	児童・生徒数減
	警察部門	3,734	3,727	△7	地方警察官増員、業務見直し	
	小 計	24,088	23,851	△237	(参考：人口10万人当たり 職員数 1,192.14 人)	
公営企業等 会計部門	病院	665	673	8	診療体制強化	
	水道	27	27	0	業務見直し 体制強化	
	下水道	25	23	△2		
	その他	83	84	1		
	小 計	800	807	7		
合 計		24,888 [27,368]	24,658 [27,413]	△230	(参考：人口10万人当たり 職員数 1,232.47 人)	

※1 職員数は、一般職に属する職員数である。

※2 [] 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成23年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	65人	645人	1,537人	1,855人	2,109人	2,677人	2,825人	3,287人	3,572人	3,244人	2,662人	180人	24,658人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別	18年	19年	20年	21年	22年	23年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	5,011	4,921	4,843	4,736	4,593	4,518	△ 493 (90.2%)
教育	16,381	16,240	16,068	15,922	15,761	15,606	△ 775 (95.3%)
警察	3,612	3,678	3,698	3,758	3,734	3,727	115 (103.2%)
普通会計 計	25,004	24,839	24,609	24,416	24,089	23,852	△ 1,152 (95.4%)
公営企業等会計	774	795	812	798	800	807	33 (104.3%)
計	25,778	25,634	25,421	25,214	24,888	24,658	△ 1,120 (95.7%)

※ 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

8 公営企業職員の状況

(1) 電気事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) H21年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
H22 年度	1,825,212	209,645	437,667	24.0	23.7

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
H22 年度	46	184,217	44,658	73,033	301,908	6,563	6,635

※1 職員手当には、退職給与金を含まない。

※2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間、給料月額を5%減額している。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	43.2歳	355,165 円	546,935 円
団体平均	43.7歳	362,661 円	559,257 円
事業者	— 歳	—	— 円

※1 平均月収額は、平成22年度決算額で期末・勤勉手当等を含む。

※2 「—」としたものは、データがないことを示している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

栃木県		栃木県(一般行政職)	
1人当たり平均支給額 (H22年度)		1人当たり平均支給額 (H22年度)	
1,588 千円		1,611 千円	
(平成22年度支給割合)		(平成22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.35 月分	2.6 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	
・管理職加算 15~22%		・管理職加算 15~25%	

※ () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成23年4月1日現在）

栃木県			栃木県（一般行政職）		
（支給率）	自己都合	勸奨・定年	（支給率）	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%～20%加算）		
1人当たり平均支給額（H22年度）			1人当たり平均支給額（H22年度）		
－ 千円 28,434 千円			863 千円 27,351 千円		

※1 栃木県の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額である。

※2 栃木県（一般行政職）の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（H22年度決算）		5,085 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（H22年度決算）		110,544 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
県内市町村	2.5 %	46 人	2.5 %

エ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（H22年度決算）		2,739 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（H22年度決算）		66,794 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（H22年度）		89.1 %	
手当の種類（H23年度手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
発電施設管理業務手当	出先機関に勤務する職員	発電施設の運転、巡視、点検、ダムの操作等	1日500円～1,000円
危険手当	本庁に勤務する職員	坑内作業、高圧接近作業等	1日280円

オ 時間外勤務手当

支給実績（H22年度決算）		8,283 千円	
職員1人当たり平均支給年額（H22年度決算）		197 千円	
支給実績（H21年度決算）		8,257 千円	
職員1人当たり平均支給年額（H21年度決算）		197 千円	

※ 時間外勤務手当には、休日給を含む。

カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と異 なる内容	支給実績 (H22年度決算)	支給職員1人当 り平均支給年額 (H22年度決算)
給料の特別調整 額(管理職手当)	一般行政職の制度参照	同じ	なし	2,746千円	686,480円
扶養手当				6,749千円	232,724円
住居手当				3,861千円	120,653円
通勤手当				11,791千円	249,556円
宿日直手当				2,603千円	136,989円
寒冷地手当				792千円	79,220円
夜勤手当				9千円	2,871円

(2) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) H21年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
H22 年度	1,465,085	657,908	253,954	17.3	17.5

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
H22 年度	27	114,203	27,801	45,809	187,813	6,956	7,251

※1 職員手当には、退職給与金を含まない。

※2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間、給料月額を5%減額している。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	47.1歳	377,259 円	579,670 円
団体平均	45.8歳	387,790 円	603,860 円
事業者	— 歳	—	— 円

※1 平均月収額は、平成22年度決算額で期末・勤勉手当等を含む。

※2 「—」としたものは、データがないことを示している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

栃木県		栃木県(一般行政職)	
1人当たり平均支給額 (H22年度) 1,697 千円		1人当たり平均支給額 (H22年度) 1,611 千円	
(H22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		(H22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~22%		(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	

※ () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当 (平成23年4月1日現在)

栃木県			栃木県 (一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		
1人当たり平均支給額 (H22年度) (死亡)22,073 千円			1人当たり平均支給額 (H22年度) 863 千円		
			27,351 千円		

※1 栃木県の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額である。

※2 栃木県(一般行政職)の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 (平成23年4月1日現在)

支給実績 (H22年度決算)		3,190 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (H22年度決算)		118,139 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内市町村	2.5 %	27 人	2.5 %

エ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（H22年度決算）			1,198 千円
支給職員1人当たり平均支給年額（H22年度決算）			57,060 円
職員全体に占める手当支給職員の割合（H22年度）			77.8 %
手当の種類（H23年度手当数）			2
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道施設管理業務手当	出先機関に勤務する職員	水道施設の巡視、点検、水質検査等	1日500円～750円
危険手当	本庁に勤務する職員	坑内作業、高圧接近作業等	1日280円

オ 時間外勤務手当

支給実績（H22年度決算）	6,524 千円
職員1人当たり平均支給年額（H22年度決算）	272 千円
支給実績（H21年度決算）	2,932 千円
職員1人当たり平均支給年額（H21年度決算）	122 千円

カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（H22年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（H22年度決算）
給料の特別調整額（管理職手当）	一般行政職の制度参照	同じ	なし	2,541千円	847,167円
扶養手当				4,839千円	254,711円
住居手当				1,857千円	92,835円
通勤手当				6,797千円	239,751円
寒冷地手当				851千円	77,345円
夜勤手当				4千円	2,118円

(3) 工業用水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) H21年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
H22年度	479,898	274,085	64,725	13.5	12.6

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
H22年度	7人	千円 29,372	千円 5,699	千円 11,746	千円 46,817	千円 6,688	千円 6,668

※1 職員手当には、退職給与金を含まない。

※2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間、給料月額を5%減額している。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	43.9歳	371,321 円	557,345 円
団体平均	45.6歳	364,247 円	554,946 円
事業者	— 歳	—	— 円

※1 平均月収額は、平成22年度決算額で期末・勤勉手当等を含む。

※2 「—」としたものは、データがないことを示している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

栃木県		栃木県(一般行政職)	
1人当たり平均支給額 (H22年度) 1,678 千円		1人当たり平均支給額 (H22年度) 1,611 千円	
(H22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分		(H22年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65) 月分	
(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~22%		(加算措置の状況) ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	

※ () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成23年4月1日現在）

栃木県			栃木県(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%~20%加算）			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2%~20%加算）		
1人当たり平均支給額 (H22年度) — 千円 25,282 千円			1人当たり平均支給額 (H22年度) 863 千円 27,351 千円		

※1 栃木県の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額である。

※2 栃木県（一般行政職）の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績 (H22年度決算)		799 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (H22年度決算)		114,061 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内市町村	2.5 %	7 人	2.5 %

エ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（H22年度決算）	149 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（H22年度決算）	49,500 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（H22年度）	42.9 %		
手当の種類（H23年度手当数）	2		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道施設管理業務手当	出先機関に勤務する職員	工業用水道施設の巡視、点検等	1日500円～750円
危険手当	本庁に勤務する職員	坑内作業、高圧接近作業等	1日280円

オ 時間外勤務手当

支給実績（H22年度決算）	2,400 千円
職員1人当たり平均支給年額（H22年度決算）	343 千円
支給実績（H21年度決算）	792 千円
職員1人当たり平均支給年額（H21年度決算）	99 千円

カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（H22年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（H22年度決算）
扶養手当	一般行政職の制度参照	同じ	なし	1,020千円	255,000円
住居手当				511千円	102,240円
通勤手当				817千円	116,743円
夜勤手当				3千円	2,860円

(4) 用地造成事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) H21年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
H22年度	2,906,775	△ 736,295	99,457	3.4	11.5

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
H22年度	11	49,154	11,504	19,929	80,587	7,326	7,120

※1 職員手当には、退職給与金を含まない。

※2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間、給料月額を5%減額している。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	47.5歳	397,409 円	610,508 円
団体平均	47.0歳	396,393 円	594,487 円
事業者	— 歳	—	— 円

※1 平均月収額は、平成22年度決算額で期末・勤勉手当等を含む。

※2 「—」としたものは、データがないことを示している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

栃木県		栃木県(一般行政職)	
1人当たり平均支給額 (H22年度)		1人当たり平均支給額 (H22年度)	
1,812 千円		1,611 千円	
(H22年度支給割合)		(H22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.35 月分	2.6 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	
・管理職加算 15~22%		・管理職加算 15~25%	

※ () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成23年4月1日現在）

栃木県			栃木県(一般行政職)		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%~20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%~20%加算）		
1人当たり平均支給額 (H22年度)			1人当たり平均支給額 (H22年度)		
— 千円 28,611 千円			863 千円 27,351 千円		

※1 栃木県の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額である。

※2 栃木県（一般行政職）の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績 (H22年度決算)		1,383 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (H22年度決算)		125,709 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内市町村	2.5 %	11 人	2.5 %

エ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（H22年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（H22年度決算）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（H22年度）		— %	
手当の種類（H23年度手当数）		2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地交渉手当	全職員	用地取得のための交渉業務	1日750円
危険手当		坑内作業、高圧接近作業等	1日280円

オ 時間外勤務手当

支給実績（H22年度決算）	4,383 千円
職員1人当たり平均支給年額（H22年度決算）	548 千円
支給実績（H21年度決算）	4,404 千円
職員1人当たり平均支給年額（H21年度決算）	551 千円

カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（H22年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（H22年度決算）
給料の特別調整額（管理職手当）	一般行政職の制度参照	同じ	なし	1,652千円	825,806円
扶養手当				1,921千円	213,444円
住居手当				975千円	108,400円
通勤手当				1,190千円	118,997円

(5) 施設管理事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) H21年度の総費用に 占める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
H22年度	363,992	5,303	124,921	34.3	41.3

区分	職員数 A	給 与 費				1人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 1人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
H22年度	14	57,671	16,737	24,400	98,808	7,058	7,007

※1 職員手当には、退職給与金を含まない。

※2 職員数は、平成23年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項 平成22年4月1日から平成25年3月31日までの間、給料月額を5%減額している。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成23年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
栃木県	44.6歳	367,327 円	594,601 円
団体平均	42.1歳	377,914 円	583,906 円
事業者	— 歳	—	— 円

※1 平均月収額は、平成22年度決算額で期末・勤勉手当等を含む。

※2 「—」としたものは、データがないことを示している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

栃木県		栃木県(一般行政職)	
1人当たり平均支給額 (H22年度)		1人当たり平均支給額 (H22年度)	
1,743 千円		1,611 千円	
(H22年度支給割合)		(H22年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.6 月分	1.35 月分	2.6 月分	1.35 月分
(1.45) 月分	(0.65) 月分	(1.45) 月分	(0.65) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
・役職加算 5~20%		・役職加算 5~20%	
・管理職加算 15~22%		・管理職加算 15~25%	

※ () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成23年4月1日現在）

(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分	勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分	勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分	勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（2%~20%加算）			定年前早期退職特例措置（2%~20%加算）		
1人当たり平均支給額（平成22年度）			1人当たり平均支給額（平成22年度）		
— 千円 33,079 千円			863 千円 27,351 千円		

※1 栃木県の1人当たり平均支給額は、過去3年間に退職した職員に支給された平均額である。

※2 栃木県（一般行政職）の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（平成23年4月1日現在）

支給実績 (H22年度決算)		2,096 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額 (H22年度決算)		149,748 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度 (支給率)
県内市町村	2.5 %	14 人	2.5 %

エ 特殊勤務手当（平成23年4月1日現在）

支給実績（H22年度決算）		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（H22年度決算）		0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（H22年度）		— %	
手当の種類（H23年度手当数）		1	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
危険手当	全職員	坑内作業、高圧接近作業等	1日280円

オ 時間外勤務手当

支給実績（H22年度決算）	5,576 千円
職員1人当たり平均支給年額（H22年度決算）	558 千円
支給実績（H21年度決算）	4,248 千円
職員1人当たり平均支給年額（H21年度決算）	425 千円

カ その他の手当（平成23年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（H22年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（H22年度決算）
給料の特別調整額(管理職手当)	一般行政職の制度参照	同じ	なし	4,104千円	1,025,919円
扶養手当				1,944千円	176,682円
住居手当				994千円	90,320円
通勤手当				2,019千円	147,962円
夜勤手当				4千円	2,008円